

決 定

東京都調布市国領町4

再 審 原 告 m r k o n o

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

再 審 被 告 東 京 都

同 代 表 者 知 事 石 原 慎 太 郎

主 文

- 1 本件再審の訴えを却下する。
- 2 再審の訴訟費用は再審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 再審請求の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 再審被告は、再審原告に対し、1000万円及びこれに対する平成9年4月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 本案訴訟及び再審訴訟の訴訟費用は再審被告の負担とする。

第2 事案の概要

本件基本事件（東京地方裁判所平成9年(ワ)第2543号損害賠償請求事件）は、再審原告が、(1)自分が被害者である交通事故について、司法警察員の検察官への刑事事件送致が遅延したこと、(2)同交通事故に係る交通事故証明書の発給が遅延したこと、(3)自分が警視庁葛西警察署長に対して送付した内容証明郵便が同署長によりその受領を拒絶されたことによって、精神的苦痛を被ったとして、慰謝料の支払を求め、当庁に訴えを提起したという事案である。

原審は、基本事件について、平成9年10月15日、再審原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は、同月23日再審原告に送達され、同年1

1月6日の経過により確定した（原審の一件記録）。

第3 再審原告の主張

1 再審事由

(1) 原判決は、平成5年12月14日、警視庁葛西警察署（以下「葛西警察署」という。）に3通の診断書が提出されたという虚偽の事実に基づいたものであり、この事実は、再審被告のねつ造（偽造）に係るものである。

よって、原判決には、民事訴訟法338条6号の再審事由がある。

(2) 再審被告は、原審における平成9年8月27日の口頭弁論期日において、原判決が証拠とした乙1号証の1ないし4を提出した。しかし、それらの証拠の内容はいずれも再審原告の記憶に反するものであった。

ところが、再審原告は、上記証拠がいずれも上記期日になって突然提出されたものであったことから異常に困惑し、また、それらの証拠の真正な成立を否定すべき証拠を所持していなかったことから、それらの証拠の真正な成立を認めてしまった。

よって、原判決には、民事訴訟法338条5号の再審事由がある。

2 再審事由を知った日

再審原告は、前記1の再審事由について、いずれも平成13年12月24日に知った。

第4 当裁判所の判断

1 再審事由(1)について

民事訴訟法338条6号は、確定判決の証拠となった文書その他の物件が偽造又は変造されたものであったことをもって再審事由としている。

ところで、再審原告が再審事由(1)で主張するところの意味は必ずしも明らかではないが、それが原判決が争いのない事実として摘示している平成5年12月14日に葛西警察署に診断書が提出されたとの事実が虚偽である旨主張するものであれば、原判決の証拠となった文書等の偽造又は変造を主張するもので

はないから、民事訴訟法338条6号に該当するものでないことは明らかである。

また、それが、乙1号証の1ないし4が偽造されたものである旨主張するものであるとしても、原判決が、同書証を事実認定の証拠としていないことは原判決の判決書から明らかであるから、民事訴訟法338条6号には該当しない。

2 再審事由(2)について

民事訴訟法338条5号は、刑事上罰すべき行為により、当事者が自白するに至ったこと等をもって再審事由としている。

これを本件についてみるに、再審原告は、再審被告が、乙1号証の1ないし4を原審の口頭弁論期日の当日になって突然提出したために、困惑した再審原告が記憶に反してその成立を否認することができなかったことが前記条項に該当する旨主張するが、仮にそのような事実があったとしても、そのような再審被告の行為が、刑事上罰すべき行為に当たらないことは明らかである。

したがって、再審原告の主張(2)の事実は、民事訴訟法338条5号に該当しない。

3 以上のとおり、再審原告の主張する事実は、いずれも再審事由に該当せず、したがって本件再審の訴えは不適法である。

よって、主文のとおり決定する。

平成14年2月15日

東京地方裁判所民事第13部

裁判長裁判官 高 田 健 一

裁判官 遠 藤 浩 太 郎

裁判官 山 口 敦 士

これは正本である。

平成14年2月15日

東京地方裁判所民事第13部

裁判所書記官 青 木

建

